

地球危機問題と管理論

— 随伴的結果とサイモン理論 —

三 戸 公

1. 自然破壊と意思決定システム

「現代社会における最大の課題は環境問題である」と言ったとき、おそらく反対する者は多くはあるまい。人為による地球環境の異変の急速度、加速度的な増大・悪化は、次々に自然動植物の種の絶滅をまねき、それは次第に人類にも及びつつある。

人類史にとってかつてみたことのない事態である。人間の行動基準としての正邪善悪の規範はこれまで同じ人間を対象とし前提としたものであった。だが、もはや人間同志の間の行動規範＝倫理は通用しなくなったのである。人間をこえ人間を生存せしめる自然環境の健全な維持を考えなくては、人間同志の社会環境はおろか、人類自体の健全な維持存続が危ぶまれる状況になって来たのである。

加藤尚武は、次のような環境倫理学の三つの主張を掲げている。⁽¹⁾

1. 人間だけでなく、生物の種、生態系、景観などにも生存の権利があるので、勝手にそれを否定してはならない。——自然の生存権

2. 現在世代は、未来世代の生存可能性に対しても責任がある。——世代間倫理

3. 地球の生態系は開いた宇宙ではなくて閉じた世界である。——地球全体主義

このような主張は、なされるべくしてなされる有益な現代的主張である。そして、心ある人誰でも思っていたことであり、まとめてもらって、はっきりと再認識するであろう。異論をとなえる人はまずおるまいし、またこのような主張をわがものとし、実践を心がけている人も少なくあるまい。

加藤は、この主張が「近代的意思決定システムについて全く新しい視界を開くものだ。」と言い、「なぜ人類は地球生態系を破壊する可能性をもっているのか、それを回避する有効なシステムをもっているか」に進むものだと言っている。その問題意識やよし。だが、近代的意思決定システムがいかなるものか、が、積極的には、全く語られていないし、したがってまた、地球破壊を防ぐ有効なシステムがいかなるものかも見えてこない。

(1) 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』丸善ライブラリ、加藤の真意は、加藤尚武、安田喜憲「地球全体主義の誘惑」(『諸君』1992, 4月号)によく現われているように思われる。

人類の健康な存続を脅やかしつつある近代的な意思決定システムとは、いかなるものであろうか。それを明確な形でつかみ出し、誰にでもわかる形で書き出したのが、ハーバート・サイモンである。彼によって意思決定の科学がはじめて打ち樹てられ、彼によって新しい行動論・管理論は展開された。そしてまた彼によって人為の世界がいかなるものかが、自然的世界と対比して語られることになり、科学が自然科学と人為科学＝人工的世界の科学の二分法という新しい次元に引き上げられたのである。

環境倫理学は、サイモンの書き出した「近代的意思決定のシステム」に対していかなる意味をもちうるであろうか。果たして新しい視野を開いてくれるものであろうか。

サイモンの理論は、バーナードの理論に立脚し、バーナード理論の終わったところから出発している。バーナードは、管理を論ずるに当って、まず人間の何たるかを論じ、その人間の複数によってなされる協働体系を論じ、協働体系の中にひそむ組織を折出してこれを徹底的に論じ、管理を組織維持機能としてこれを論じ、管理の中核をなす意思決定を論じた。サイモンは、バーナードの意思決定論をこれ以上単純化、明確化できないところまで追いこんでつかまえ、独自の理論をうちたてた。すなわち、意思決定は何よりも個人のものであり、意思決定のシステム論的把握をした上で、多数の人間すなわち多数の意思決定主体たる人間において、なぜ統合的意思決定が可能であるかを解剖することにより、複数の人間の意思決定システムとして組織論・管理論を構築したのであった。⁽²⁾

サイモンによって、はじめて意思決定の科学が樹立された、と言っていい。それによって、科学的知能の世界が大きく切り開かれ、組織的意思決定の世界としての管理論が新しく展開せられて来た、とも言うるのであろう。

では、サイモンの意思決定論とはいかなるものであろうか。サイモンは、彼の主著『経営行動——経営組織における意思決定プロセスの研究』の「第三版の序文」を次のように書き出している。⁽³⁾

「『経営行動』は、基本的に、組織の監視者と設計者のための本である。初版への序文で説明したように、本書の目的は、意思決定過程の観点から組織がどのように理解できるかを示すことにある。われわれのほとんどは、組織の監視者である。なぜなら、われわれは目ざめている時間の大部分を組織という環境のなかで過ごしているからである。また、われわれの大部分は、組織の設計者としての資格もある。なぜなら、われわれは、組織を維持し修正していくことに多かれ少

(2) 私はかつてバーナード理論とサイモン理論の継承・非継承について、非継承的側面に重点をおいた考察を「バーナード＝サイモン理論批判」（『立教経済学研究』40巻四号）においてしている。本稿ではサイモン理論の継承面を主としてみている。

(3) H. Simon, *Administrative Behavior — A Study of Decision Making in Administrative Organization*, 1945, 1947, 1957. 松田武彦, 高柳暁, 二村敏子『経営行動, 第3版』5頁。

なかれ責任を有しているからである。さらにまた、われわれ全員が、市民としての役割のなかでは組織の監視者である。近年、われわれの社会組織、大企業と政府の機能に注目が集まるようになった。それゆえ、本書はまた、あらゆる人のための本として書かれたものということができる——なぜなら、本書は、われわれのすべてに関係のある組織の問題についての考え方を提案しているからである。」

かつて「公害」と呼ばれ、騒がれた現象も、わずか二十年で死語と化し、今では「地球環境破壊」・「地球危機」なる語が流行している。やがて「地球環境破壊」・「地球危機」なる語も、あと十年で死語と化するであろう。それを惹き起したのは、企業であり、原爆実験、戦争を遂行した政府等々の組織体である。サイモンは、彼の主著を「組織の監視者と設計者のための本である」とはっきりと言っている。果たして、彼の理論が地球環境破壊の組織の監視と防止の組織設計に有効であろうか。

2. サイモンの意思決定論の骨子

人間の活動は、意思決定とその執行とからなる。人間の行為は決定と行為からなる、と普通言われる。したがって、複数の人間の協働体系もまた、複数の人間の決定とその執行とからなる。管理とは、目的を定め、その目的をどのように実現するか的手段・方策を定める意思決定のことである。

意思決定とはいかなるものであるか。意思決定は価値前提と事実前提の二要因より成る。人間の行動は合目的的であるところに特質があるが、目的の設定において価値的要素と事実的要素を結合する。価値は、主観的なものであり、欲求や感情をみたすものであり、対象に対する自己の態度や評価を生み出す。これに対して事実は、客観的なものであり、特定の時と所における事柄であり、経験的、科学的に把握されるものであり、正邪善悪の倫理的価値的把握ではなく真実か虚偽か判断基準の対象である。かくして、価値は目的設定において大きなウェイトをもち、事実は目的実現のための手段決定のためにより重要である。だが、目的であれ手的であれ、価値前提、事実前提の両要因なくしては、意思決定はありえない。

意思決定には刺激反応型と躊躇選択型の二つのタイプがある。躊躇選択型が動物に対して人間を特質づけるものである。意思決定とは選択である。といわれる所以である。

さて、選択のプロセスを分析してみよう。目的設定は価値的前提が大きなウェイトを占めるのでこれはおき、手的的意思決定をとり上げよう。まず、第一に、目的達成のための種々の選択肢をあげ、つづいて第二に、それぞれの代替的な選択肢が生むであろう複雑な諸結果の全てを考慮し、第三に一定の価値体系のもとにそれぞれの選択肢を比較較量してその中から一つを選び出す。この三つの継起的な作業が意思決定の内容である。目的達成のための目的合理的な過程である。

この意思決定における合理性は完全なものではなく、条件づき、限定づきの合理性しかもちえない。すなわち、まず、代替的選択肢をパノラマ的に挙げるが出来ないこと。つづいて、それぞれの選択肢から生ずる諸結果の全てに関する完全な知識と予測が出来ないこと。第三に、各選択肢の結果はいずれも将来のことであるから、想像によって経験的な知識、感覚の不足を補わねばならず、したがって一定の価値体系による比較較量は不完全にしか出来ないこと。所詮、人間は現在における事実の把握において不完全であり、将来の事態の把握に関する予測も不完全であり、選択もまた完全ではありえないのである。人間は限られた知恵のかぎりにおいて、合理的なのである。このことを考えたとき、サイモンは経済学がよって立つ最大限を求める経済人仮説に対して社会科学の人間仮説は最大限を求めることは出来ずあるところで満足せざるをえない経営人仮説であらざるをえないと主張する。

では、それぞれに意思決定の主体である個人の集合体である協働体系において、いかにして統一的な意思決定が可能となるか。

協働体系は、分業の体系となら、水平的分業と垂直的分業の合体物となる。分業とは、意思決定論的に言えば、目的を実現するために、それを目標に分割したものであり、その目標を更に細分化した体系である。目的に対して目標は手段の性格をもち、それが更に細分化すれば、手段が目的となる連鎖が生ずる。目的と手段のハイラーキー意思決定のハイラーキーのシステムが形成せられるのである。これ公式組織である。

公式組織は、意思決定の主体たる諸個人を結びつけるコミュニケーションのシステムであるが、公式組織を支えるもの換言すれば統一的な意思決定を可能にするものが、人間の組織への忠誠心・一体化であり、オーソリティであり、人間の一般的な行動基準としての能率である。忠誠心は統一的な意思決定をしようと思う積極的意思であり、能率は人物が行為において一般的にもつ最少の機能で最大の結果をあげようとする意思である。オーソリティは、命令服従のコミュニケーション関係において、上位者によって為され発せられた意思決定事項＝命令が下位者に受容せられる根拠であり、それは下位者が命令を積極的あるいは消極的に受容せしめる制裁である。それはプラスあるいはマイナスの金銭的な制裁、非金銭的な制裁とからなる。いくら制裁をもってしても受容には限度があり、命令受容の誘因をもってしても組織メンバーの参加意欲を刺戟することなく、あるいは参加意欲を失わせることになれば、組織離脱となる。この関係を組織均衡という。

3. ネオ・ビューロクラシー論としてのサイモン理論

サイモンの意思決定論的組織論の骨子は、おおむね前項のように、略述して大過ないであろう。

サイモン理論は、バーナード理論と比べてその発展的な面として把握出来るところは、意思決定論の次元とともに、バーナード理論が組織一般の理論であるのに対して官僚制的組織の次元に

において理論を展開していることである。現代社会における主役である組織は専門化・階層化せられたピラミッド型の官僚制的組織である。

官僚制的組織を人間が目的合理性を追求するところに必然的に生じてくる組織形態として、それを構造の面から把握したのがウエーバーである。サイモンはこの官僚制組織の内部過程の合理性を論じたのである。

彼は専門化した役割の体系を統一的な意思決定とコミュニケーションのパターンと把握することによって、官僚制の構造論的把握のもつ逆機能性を克服することにより、官僚制組織の機能性を高めたのである。

さて、ウエーバーによって論じられた官僚制組織の機能性、そしてマートン・グールドナーたちによって論じられた人間関係論的視点からする官僚制組織の逆機能性、更にサイモンによる逆機能性の克服という一般的な官僚制に関する理論史は、それはそれとして間違いではないが、極端な言い方をすれば皮相な把握というべきである。すなわち、ウエーバーは官僚制組織の逆機能性をも考慮に入れた上で機能性を論じているのであり、彼は、官僚制組織を機能性と抑圧性との複眼的把握をしているのであり、抑圧性は逆機能性と全く異った性質のものである。逆機能もつまるところ機能性のプラス方向に対してマイナス方向のものであり、同質のものであり、マイナスは減少させプラスに転化可能な性質のものである。

ウエーバーは、官僚制組織が合理的であり、機能的であればあるほど、抑圧的となると把握している。「もしも純技術的にすぐれた、すなわち合理的な官僚による行政と事務処理とが、人間にとって懸案事項の解決方法を決定するさいの、唯一究極の価値であるとするならば、人間は多分いつの日か古代エジプトの土民のように、力なくあの隷従に順応せざるをえなくなるであろう」というウエーバーの一文を引用するだけで、合理化、機能化の進展が何をもたらすかについての彼の深刻な予想を知ることが出来るであろう。このことは、入学試験における選択方法の目的合理性の追求、機能化をもとめての現在日本の大学入試制度が受験生に何をもたらしているかを想起しただけで、ウエーバーが提起した問題が何であったかがわかるであろう。⁽⁴⁾

人間の目的的行為は、目的的结果と同時に随伴的结果を生む。目的的结果はあるいは達成されあるいは達成されぬであろう。随伴的结果はあるいは好ましいものであり、あるいは好ましくないものもあろう。行為が巨大となればなるほど、目的的结果も巨大となり、同時に随伴的结果も巨大となる。日本中の学生をまきこんだ共通一次入試——入試センター試験制度は合理的機能的な選択制度であると同時に、日本中の学生、学校を偏差値基準で序列化し、格付けし、教育と学生をスポイルしつつあること、周知である。

(4) 官僚制組織のウエーバー以降の理論展開が、機能性——逆機能性——逆機能性の克服という形で進み、ウエーバーの指摘した抑圧性の問題は、逆機能性の問題に解消せられるべきものではないことを論じた拙稿「組織理論とビューロクラシー」(『組織科学』第20巻第四号)を参照されたい。

この目的的结果の合理的、機能的追求、官僚制的巨大組織による企業活動、政府活動の目的的结果が必然的に生ずる随伴的结果こそ、オゾン層破壊、大気汚染、酸性雨、砂漠化、地球温暖化等々の諸現象にほかならない。

サイモンは、官僚制組織の意思決定における合理性とその限界を論じたことは既に述べたが、彼は随伴的结果の問題について、はっきりした認識をもっていたであろうか。⁽⁵⁾

4. 随伴的结果とサイモン意思決定理論

サイモンは、人間の行為が目的的结果を追求するものであるということに視点をおき、目的とその目的達成のための手段、その手段の合理化、機能化の追求の研究をしているが、目的的结果は同時に必ず随伴的结果を惹き起すものであるという明確な複眼的把握をしてはいない。だが、彼はあくまで理論であり、設定した対象にたいして徹底した追求を試みているところから、彼の理論はおのずから、随伴的结果の問題もその理論の視界にとり込むことを可能にしているように思われる。

サイモンは、目的的意思決定なら手段的意思決定に力を注いでいる。それでもなお、意思決定が価値前提と事実前提に立脚するという指摘により、環境破壊的な随伴的结果を発生させないという価値前提を目的設定のために追求する価値前提に加えるべきである。把握を可能にする。好ましからざる随伴結果を生じさせないという規範を価値前提とすべきである、という指摘を可能にする。

次に、手段的意思決定において代替的選択肢の作成に当って、好ましくないような随伴的结果を生ずるような案はつくらないようにし、また各代替案の結果予測において目的的结果ばかりでなく随伴的结果の予測を十分におこない、そのそれぞれの案の評価較量において好ましくない随伴的结果を生ずる案は除外する、というきびしい選択をすべきである、という把握が導びき出される。

だが、以上のような手段的意思決定は極めて困難であることが、サイモン理論からさらに導びき出されうるのである。それは、彼の合理性の限界理論によって為されることになる。

好ましくない随伴的结果を生じさせない、という行為規範・価値をたてたとしても、そのような代替的選択肢をたてることが極めて困難であることが第一であり、第二にそれぞれの選択肢がいかなる随伴的结果を発生せしめるかの予測が極めて困難である、ということである。本来的に追求している目的的结果であろうと、行為が投げ込まれる環境の事実認識は不十分、不完全であり、しかもなお結果予測はあくまで未来のことに属する。ましてや、随伴的结果の予測において

(5) 随伴的结果の問題については、拙稿「管理論の新次元——随伴的结果の分析」(『経営行動』第6巻20号)他を参照されたい。

は、目的的结果の予測以上に困難であり不十分、不完全にしか出来ない。それは、過去の経験にもとづく予測、理論的な予測をこえ、新たな代替案の随伴的结果予測はいくら力を注いでも、予測不可能なものが生ぜざるをえないのである。そして、それは行為が巨大となればなるほど、予測不可能な随伴的结果もまた巨大とならざるをえない。

意思決定において、好ましからざる随伴結果を回避するに際しては、上述のような困難性、不可避性が存在する。もっとも、個人的行為における意志決定においては、君子危うきに近寄らずとして、極力回避する努力がなされ、ある程度はそれが可能である。だが、複数の人間の協働的行為ともなると、それは容易ではなく、更に官僚的組織においては、その努力は極めて困難となり、至難とさえ言えるかも知れない。そのことが、サイモン理論の裏読みによって可能となる。

官僚制的組織は、垂直的、水平的なピラミット型の分業体系であり、統一的な意思決定とコミュニケーションの体系であり、目的と手段の連鎖の体系である。官僚制組織それ自体が上部機関（議会、取締役会、理事会等）の設定した目的を達成せしめる手段的存在であり、しかもその目的を達成するための手段を分割して目標とし、さらにその目標を達成するための手段を目標として設定するという連鎖が形成せられた目的＝手段の連鎖体系である。ここでは、目的が手段に、手段が目的に転化するという論理が成立している。この目的と手段の転倒の論理の成立によって、人間がもともと人間の諸欲求を満たすためにたてた目的を達成するための手段たる行為であるにもかかわらず、手段たる行為の合理性、機能性を追求するために成立して来た官僚制組織が、それ自体の維持、存続、拡大してゆくことが自己目的と化す。単的に言って、主人公であり目的である人間が、手的である組織の下僕となり、組織の維持繁栄が目的となり、人間はそのための手段と化す。という論理が成立して来るのである。会社の維持繁栄のために、かつて多くの会社が公害を起した。そして今地球環境破壊である。共通一次入試という組織が一度び成立すること、その組織それ自体の維持が目論まれ、国公立大学のみでなく私立大学の入試もまたこれに巻き込もうとはかることになる。入試のための組織が主人公であり目的となり、受験生はそのための手段と化す。その入試制度の組織によって生活する人々は、まさに組織の下僕と化す。

サイモンは、この目的と手段の転倒について積極的に論じてはいない。だが、彼の分析は目的と手段の転倒が生ずる筋道を類推せしめる。それは、価値と事実が目的と手段いかに関係しているかについて、彼が述べる次の言葉だけとってみても、分かるであろう。「意思決定の過程においては、望む目的に到達するのに適した手段であると考えられるような代替的行動が選ばれる。しかしながら、目的それ自体は、より最終的な目的に対して単に手段となっているにすぎないことがしばしばある。かくて、われわれは、目的と手段の系列あるいはハイアラーキーという概念に導かれることになる。合理性は、この種の手段と目的の連鎖を建設することに関係しているはずである。」彼は、この手段と目的のハイアラーキーがもつ合理性の限界について述べている。それは、目的と手段の転倒の問題ではなく、目的と手段のハイアラーキーがそれ自体がもつ時間的・

場所的条件によって百パーセントの合理性が貫ぬかれ得ない傾向の指摘である。それは、ちょうど意思決定における限界を合理性を論ずるときに、合理性が百パーセントのもの最大限のものでなく限界があると指摘したのと同じ類いである。

彼はこの目的と手段のハイラーキーにおける合理性の限界の一例として「埋没し原価をあげている。すなわち、既に特定手段のために投下した時間・エネルギー・資本が大きいこと、状況の変化によってこれまでの特定手段が不適切になったことがわかって、容易に新しい手段を選択することが出来ず、慣性にながされる傾向があることである。この埋没原価の問題を地球環境破壊の問題にあてはめて考えてみると、これまでの環境破壊的企業活動は慣性的なものであり、環境破壊を生ぜしめないような新たな手段をとることは、これまでの企業の埋没原価によって極めて困難ということになる。かつて、公害発生企業の多くが自分の工場が発生源であるということを経営者に認めず、遂に倒産するにもそれさえ出来ない状態に追い込まれたりした。また、環境破壊的企業活動の規制に対して、政府はかなり長期の余裕期間を与えたりしているのは、代替案の作製もさることながら埋没原価の要因も小さくない。

5. 随伴的結果とサイモンのオーソリティ論

オーソリティと責任についてのサイモン理論から、好ましからざる随伴的結果に関する問題を考えてみよう。

サイモンは組織を意思決定のピラミッドであり、上位者の意思決定が命令として下位者に伝えられたとき下位者がそれを受容しなければピラミッドが統一意思決定をおこなうことは不可能であり、上位者が下位者に命令を受容させる力がオーソリティであり、オーソリティの中核は賞罰の制裁権であるとみている。だから、彼は、「組織の主要な機能は集団によってあるいはそのオーソリティを用いるメンバーによって認定された規範に個人を従わせること」であり、個人が上位者の認定した規範に従うことに責任の本質をもとめているようである。

上位者の包括的な意思決定が制裁の権力をもって下位者に伝達受容され、それが更に分割決定せられて同様に下位者に伝達されそれを遂行するというオーソリティと責任のピラミッド、パワーのピラミッドという組織イメージこそ、サイモンによって与えられる組織像である。

ここからは、直ちに環境破壊問題に対する対応策は出ては来ないようである。サイモンとバーナードとは、オーソリティと責任についての認識においては両極に立つように思われる。バーナードは、オーソリティを下位者が上位者の命令を受容するかどうか、受容してはじめてオーソリティは成立するものであり、いかなる場合に受容し、いかなる場合に受容しないかを論じて行く。受容される上位者の意思決定は、組織目的に適合し、下位者の組織参加動機に適合したものであり、下位者が実行可能なものである場合であるとする。この意思決定は組織および個人のもつ行

為規範，価値体系に適合し環境の変化に適合したものであらねばならぬとする。

このバーナードの意思決定論に立つならば，環境破壊を生ずるような随伴的結果を生ずるようなことはしないという行動規範，価値をたて，その行動規範を貫ぬきながら組織目的を達成するような意思決定をするということになる。そして，バーナードの責任論は，サイモンの場合は下位者に求められたのに対して，上位者に求められることになる。すなわち，行動規範を守りきる意思決定をすることが責任であり，困難な状況のもとでしかもなお行動規範を貫ぬき通す意思決定をすることが責任能力のキャパシティであるとする。現在，大企業が巨大な埋没原価に抗して，環境破壊という好もしからざる随伴的結果を生まないで，しかもなお企業を存続させるような意思決定をすることが可能であろうか。それを可能にすることこそ経営者の責任能力のキャパシティである。そのような経営者の出現こそ求められる。

さて，責任とはサイモンがとらえるように命令せられたことを確実に遂行することであり，バーナードがとらえたように一定の環境のなかで行動規範を守り通す意思決定をすることである。だが責任は以上でとらえただけでは済まない。すなわち，人間には自分が為したことについての結果責任を負わねばならない。そうでなかったら，人間の社会は成立しない。この結果責任の観点から，環境破壊問題を考えたらどうなるであろうか。

これまで，経営者は目的的结果に対してのみ結果責任をとって来た。それでよかった。だが，随伴的結果もまた人間の行為の結果であるかぎり，それについてもまた責任をとらねばならない。

バーナード理論によってこの問題をとらえると，それは何よりもまず上位の意思決定者の問題であると同時に，上位者の意思決定を受容した下位者の責任もまた，まぬがれ得ないことになる。彼はそのような命令を受容しないという意思決定をしようと思えば出来たのである。上位者の命令と決定を不服として組織を離脱したり，裁判に訴えたりする例は少なくない。それと同じように著しい環境破壊を生ずるような行為に対しては拒否することも可能であり，また会社を辞めてもよいのではないか，ということになる。皆がそうすれば環境破壊的企業は存続不可能になる。そうなるためには，環境破壊はしないという行動規範，倫理を現代人の全てが強くもつことが条件となる。

では，サイモン理論によって結果責任の問題をとらえてみると，どうなるであろうか。⁽⁶⁾

私はバーナードによって把握されたオーソリティと責任は組織一般における真実であると思うと同時に，サイモンによってとらえられたオーソリティもまた官僚制的組織の真実であると思う。下位者が上位者の命令を受容するかしないかに，決定的な作用を及ぼすのは上位者の制裁権力である。昇進，昇格，給料，ボーナス，配置転換等の評価，賞罰の人事である。したがって，随伴的結果に対して責任を負わねばならないのは，制裁権をもって命令に服従させている上位者にこ

(6) 目的と手段の転倒という人間の行為にひそむ怖しさについて，かつて『官僚制——現代における論理と倫理』（未来社）とくに第八章において論じたことがある。

そ責任はある、ということになる。もっとも、サイモンはこのような結果責任論をのべているのではない。彼は組織を手段であり、マシンとして把握しているにすぎない。それは、彼が人間を、経営人＝アドミニストレイティブ・マンと把握して理論を展開していることからみても、わかることである。経営人は経済人のより洗練せられた人間仮説にすぎない。人間を目的合理性をひたすら追求するものである。

6. 人為的世界の科学

経済人といい経営人といい、いずれにしてもひたすら目的にむかって合理的に行動しようとしている人間であり、最大限に合理的行動が可能であると仮定するか、それは不可能だからある程度で満足せざるをえないと仮定するかの違いにすぎない。

人間は経済人ないし経営人である。だが、人間は必ずしも経済人ないし経営人ではない。人間が自然のふところに抱かれ、自然の秩序に従って生きていたとき、あるいは神のつくりたもうた世界を頌めたたえて生きていた時代の人間は、かならずしも経済人、経営人ではなかった。その人間が、ここ二百年の間に経済人・経営人になった。かつて血縁、地縁によって結びついていた人間が、今や市場によって結びつき、組織によって結びついている存在となった。かくして人間は経済人・経営人となった。人間の知の営みは、かつては美術であり技能であった。アート（人為のもの）と呼ばれた。このアートが今や科学技法を駆使した巨大な機械装置とビューロクティックな組織＝官僚制組織となり、その両者が合体してつくり出したものとなった。

意思決定の科学をつくり出したサイモンは世界を自然的世界と人工的世界、ナチュラル・ワールドとアーティフィシャル・ワールドに二分に、科学を自然科学的とアーティフィシャル・サイエンスとに二分し、アーティフィシャル・サイエンスの何たるかを、『システムの科学』において意思決定論を基礎に展開している。⁽⁷⁾

彼は言う。人工的世界は記号 sign の世界であり、記号の内容を決めるのも人間集団の人為の結果である。人工物はデザイン de-sign によってつくられる。すなわち人間の行為は目的を定め、その特定目的達成のための計画、設計にもとづいてなされる。記号は情報として集められ、デザインされる。人工物は自然物を記号として把握し、自然物を素材として人工物をつくり出す。彼は、この人工世界の科学を、経済的合理性、自然と人工の結合、記憶と学習、デザインの科学＝人工物の創造、社会計画＝進化する人工物のデザイン、システム論という章だて構成で展開している。

以上の内容のサイモンの「人工の科学」論により、私たちはあらためて自然的世界と人工的世

(7) H. Simon, *The Science of the Artificial*, 1969, 1981. 稲葉元吉, 吉原英樹『新版システムの科学』パーソナルメディア社, 訳者たちは書名を決めるのに苦勞したであろう。

界という二分法的把握が経験的知識から科学的知識へと進んで来るまでに、人工的世界が巨大化して来ている現実を再認識する。われわれは既に人工的世界の真只中に生き、自然的世界に生きていない。人工的世界が自然的世界を素材とし、人工の世界にかえてしまい、更にそれに人工に人工を加えつつある。自然に住んでおり自然の一部であった動植物は、今や人工物として食べ動物園に行ってみる人工物と化した。

人間は、人間の物的欲求充足を目的として自然を素材とし、それにデザインにデザインを重ねて人工的世界をつくり出し、自然的世界はもはや残り僅かとなって来た。自然環境破壊は、人間が意図したものではない。人間は自然環境破壊をデザインしたのではない。人間の物的欲求を目的としたデザイン活動の結果、必ず不可避免的に生ずる随伴的結果の一樣相として生じたものである。

サイモンは、意思決定の合理性の限界は見すえているが、人間の目的的なデザイン活動は、かならずデザインしていなかった随伴的結果を生ずるものであるという認識をしていない。彼は、ひたすらに人工物の世界を進化し拡大するための理論の構築に励んでいるかにみえる。

彼が人間の目的的結果追求の行為における随伴的結果の不可避性、いわば人間の合理的行為がそれが合理的であればあるほど非合理的結果を生ぜざるをえないという事実に対して注意をほとんど払っていないということは、『人間の理性と行動』Reason in Human Affairs. 1983⁽⁸⁾という書物においても歴然としている。

ともあれ、自然的世界を喰いつくし、人間が望んでもいなかった自然破壊が人間が意図してつくり上げた人工世界の一部として生じて来たということは、この二百年の人間結合が自然に立脚したものではなく、市場の組織によってなされて来たことに由来する。この市場と組織に拠って生きつづけながら、人間は果たして自然環境破壊を克服することが出来るであろうか。

サイモンは目的設定をする組織と目的遂行の手段としての組織を分け、その後者を分析している。議会や取締役会という目的設定行動に対する目的遂行の手段としての行政、経営の行動を分析している。彼の主著の著名『経営行動——経営組織における意思決定プロセスの研究』Adminis-

(8) H. Simon, Reason in Human Affairs, 1983. 佐々木恒男, 吉原正彦『人間の理性と行動』文真堂。書名は「人間の行為における理性」となっているが、内容は「合理性についてのいくつかの考え方」、「合理性と目的論」、「社会行動における合理的過程」の三章構成からなっている。この章の題を見ただけでも、サイモンが理性として把握しているものの主内容は合理性=ラショナルリティであることがわかる。彼は言う。「理性というものは専ら用具的なものである、とわれわれは考える。それはわれわれに、どこに行くべきかを教えることは出来ない。」カントの純粹理性批判をまつまでもなく、道徳的要因を理性の片隅みに追いやり、合理性を理性の支配的地位に据えて、果たして人間世界は成り立つものであろうか。法的世界は理性的世界ではないのか。サイモンは、人間世界を合理的世界一色にぬりつぶそうとしているのであろうか。合理性もまた、価値の一つにすぎない。科学は決して中立的・無色のものではなく、一つのイデオロギーである。サイモンもまた科学の司祭の一人というべきか。

trative Behavior — A Study of Decision Making Processes in Administrative Organization. が、このことを十分に現わしている。すなわち、彼は官僚制的組織の意思決定を研究したものである。

官僚制組織をかつて分析したウェーバーは官僚制組織の構成員たる官僚の道德、倫理は「上級者の命令がたとえ自分の意に反するものであっても上級者の責任においてそれに忠実、誠実に服従する規律と自制にあると言っている。⁽⁹⁾目的設定者としての政治家の責任は、自分の行為の責任をもっぱら一人で負うところにこそあるのであって他人にこれを転嫁したり回避したりすることは許されない」と言っている。ウェーバーは意思決定者の倫理は責任倫理であるとみている。意思決定の結果責任をとることであるとみている。官僚制組織を意思決定システムとして把握分析したサイモンは、責任倫理について一言も触れていない。

工学は倫理を問題としない。ひたすら目的の合理的達成の手段の開発のための研究をする。あらゆる理論はすべて手段開発のためのものとなる。工学は生産の分野から人間工学、社会工学へと拡大してきた。人間工学、社会工学は、生産工学がこれまで当然のこととして倫理を積極的に問題としてはこなかったが、やはり同様の道を歩むのであろうか。サイモンは、人間の行為とその組織的行為を意思決定の科学として昇化把握することにより、人為の世界を工学的世界として展望したが、遂に倫理の問題を積極的にとり上げることはなかった。

7. おわりに

本稿は、加藤尚武の『環境倫理学のすすめ』の問題提起の紹介から書きはじめた。環境倫理学は、近代的意思決定システムを問題とし、なぜ人類は地球生態系を破壊する可能性をもっているか、それを回避する有効なシステムをもっているかの問題にすすむと「序」には書かれているにもかかわらず、その問題に正面から立ちむかってはいないように読みとれた。私は、私なりにその問題を積極的にとり上げてみた。

地球環境破壊は、人為のなせるわざである。人間の行為の特徴は、目的を設定し、合目的行為をすることにある。そのとき、目的的结果と随伴的结果とが生ずる。合目的的行為は協働的行為を生み組織をつくり、道具、機械、装置をつくり、巨大な合目的な合理的行為となる。そのとき目的的结果は巨大となり、同時に随伴的结果もまた巨大となる。この巨大な随伴的结果が環境破壊を生む。

人間の行為における目的の設定と手段の開発は、意思決定に由来する。その意思決定のメカニズムと巨大なマシンともいべきビューロクラティックな組織の意思決定のシステムを説き明

(9) M, Weber, Politik als Beruf, 1920. 清水幾太郎, 清水礼子訳「職業としての政治」(『ウェーバー政治社会論集』河出書房)

したのがサイモンである。私は、このサイモンの意思決定論を手掛かりとしながら、環境破壊をいかに克服するかの問題を考えてみた。

サイモンは随伴的結果の問題を視野に入れてはいないが、それでもかなりのことが明らかになったように思われる。埋没原価の問題を考えると、政府なり企業なりの巨大組織の慣性を変えることは極めて困難であるという推測が成り立つ。

この慣性を断ち切るのは、巨大組織の意思決定者の次世代のために自然環境を残そうとする責任感とその責任を完了しうる責任能力にかかっている。そして、そのような経営者を生み出すのは、消費者の環境に対する倫理であり、政府に対する市民からの問いかけである。

加藤の環境倫理学には、責任倫理の問題はまったく出てこないが、それでも消費者や市民が政府や企業に向かって問いかけをするよすがとはなろう。敗戦後日本に一億総ザンゲが叫ばれた。侵略戦争に対し、日本人は皆責任がある。一億総ザンゲである。だが、戦争を計画し、推進し、国民総てをそれに狩り立て強制し、ついてこない者に制裁し弾圧した人と、それに従った人の責任は同じではない。積極的参加者と消極的参加者とは責任の度合が違う。地球の自然環境破壊がゆきつくしたとき、一億総ザンゲ・人類総ザンゲしても、遅い。